



4月号カレンダー (4月10日～5月9日)			
4/10 水	町立診療所 午前2診 内科 町立診療所 午後2診 整形外科 ツベルクリン検査(小国中学校)	23 火	町立診療所振替休診日 胸部レントゲン検査
11 木	健康相談(診療所) 町立診療所 午後休診 機能回復訓練(検診棟)	24 水	町立診療所 午前2診 内科 町立診療所 午後2診 整形外科 BCG(就業改善センター) 胸部レントゲン検査
12 金	BCG(小国中学校)	25 木	成分献血(役場) 乳児健診(検診棟)
15 月	町立診療所 午後2診 外科	26 金	芸術村オープン
16 火	ツベルクリン検査(洪海小学校)	29 月	町民ハイキング
17 水	町立診療所 午後2診 整形外科 胸部レントゲン検査 婦人検診(検診棟) 交通事故移動相談(柏崎市役所)	5/1 水	町立診療所 午後2診 整形外科 婦人検診(検診棟) 交通事故移動相談(柏崎市役所)
18 木	胸部レントゲン検査 BCG(洪海小学校)	3 金	町立診療所 午後休診 成人式
19 金	胸部レントゲン検査	6 月	町立診療所 休診
20 土	町立診療所 午前2診 小児科	7 火	三種混合A地区(就業改善センター)
21 日	町立診療所 診察日	8 水	町立診療所 午前2診 内科 町立診療所 午後2診 整形外科 婦人検診(JA本所) 三種混合B地区(就業改善センター)
22 月	町立診療所 午後2診 外科 胸部レントゲン検査 ツベルクリン検査(就業改善センター)	9 木	出稼ぎ相談(ハローワーク柏崎)

**健康相談**  
 ◎ 4月11日(木) (午後3時30分)  
 (毎月第2木曜日)  
 ☒ 医療センター ☎95-2600  
 相談員 町立診療所長他  
 (電話相談も結構です。)

**日曜診療**  
 ☒ 成人健康センター  
 法坂 ☎95-3141  
 外来受付 9時～正午  
 ※急患に限ります。

**心配ごと相談**  
 ☒ 毎週火曜日(午前10時～午後3時)  
 ☒ 延命荘 ☎95-2027  
 相談員 4/16 中澤誠三郎  
 23 池島千恵子  
 30 山崎エイ子  
 5/7 飯田弘二

**補聴器相談日**  
 ☆ 毎週木曜日 午前9時30分～午前10時  
 担当:新潟リオン補聴器販売株  
 ☆ 第2月曜日 午前10時～午前10時30分  
 担当:ニイガタエイド株  
 ☆ 第1木曜日 午後2時30分～午後3時  
 第3木曜日 担当:キコエ補聴器株

**編集室**  
 ◎小国の町も雪解けが進み、待望の春がやってきました。一時の大雪で昨年より若干遅れているようですが、日当たりの良い場所では「ふきのとう」も顔を出してきました。  
 ◎春は年度変わりの時期になるの

で別れと出会いの季節とも言われます。卒園式、卒業式と馴染んだ場所に別れを告げる式は当事者でなくても感傷的になるものですが、久しぶりに取材で行った中学校の卒業式で卒業生、在校生が向いあってそれぞれ歌った送別、旅立ちの歌は私たちの時にはなかったもので特に感激しました。

◎一方、デパートでは新しい生活に備えてさまざまなセールが行われ、ランドセルやバッグを試す子供や初めてのスーツを選ぶ新入社員の人、電化製品を揃える人の姿が見られました。新しい環境のもとでは馴れるまで生活のリズムがつかみにくく大変ですが、皆さんがんばってください。

発行 小国町役場(二九九九一五二) 新潟県刈羽郡小国町法坂七九三  
 企画編集 総務課庶務係 ☎(95)3111 印刷 長岡あかつき印刷

新潟県小国町

# 広報 おぐに

平成8年度予算について……2～5P	新食糧法について……10～11P
若井一正さん消防庁長官功労章を受章・6P	保健について……12～13P
春の交通安全運動……7P	税・年金……14P
春は火災のシーズン……8P	国保……15P
克雪住宅普及促進事業について…9P	暮らしのワンポイント……17P

1996年  
 No.327  
**4/1号**



**感謝の気持ちを込めてプレゼント交換**  
 (やまなみ保育園おわかれ会)

**町の人口** 平成8年3月1日現在(前月比)

計 8,050人 (-3人) 男 3,949人 (-1人) 女 4,101人 (-2人) 世帯数 2,233 (-1)  
 平成8年2月の動き 出生 6人 死亡 7人 転入 8人 転出 10人

# 「人は元気 自然が薫る 小国町」実現を目指して

## 平成8年度予算総額 72億9,900万円

町議会3月定例会で平成8年度予算が決まりました。

予算額は一般会計47億6,900万円、特別会計25億3,000万円、総額72億9,900万円となりました。

この予算額は総額で前年比8.0%の増となっ

ています。

今回の予算は、町民の皆さんの多様なニーズにお応えするために、財政の健全性を最重要課題とし、優先度を考慮しながら、重点的に事業の選択を行い最大限積極的予算を編成したものです。

### 町長の所信表明における重点施策は次のとおりです

#### 「すべての人が健康やかにらせる地域づくり」について

すでに高齢者社会を迎えているわが町であります。今までも実施してまいりました、国県制度に基づく施策及び単独施策によるきめ細かな各種福祉対策はこれを強化継続してまいります。加えて、老人対策の充実が迫られている現状を踏まえまして、越路町ともう一つの特別養護老人ホーム建設を平成9年度に予定し、準備に入りたいと思います。

健康で楽しい生活を営むための健康管理には、健康診査が不可欠の条件であります。人間ドックの助成事業を継続し、健康管理意識の高揚に努めます。

直営診療所の円滑なる運営に努めるとともに、高次広域医療対策の一環として、長岡日本赤十字病院の新築移転に際し、周辺市町村ともども施設整備に対し支援を行うことといたします。

国民健康保険特別会計につきましては、抜本的な制度改正を国へ働きかけながらも、引き続き経営安定化のため、一般会計からの繰り入れを行い、健全な財政運営に努めてまいります。

#### 「豊かな心と未来を担う人づくり」について

小・中学校の良好な教育環境を維持向上するため、施設の整備を行うとともに、児童生徒をめぐる諸問題に適切に対応するため「教育相談室」を設置いたします。

国際化時代に対応し、生徒の語学力向上、国際化に対応する能力向上を目指し、外国語指導助手の雇用を町単独で実施いたします。

社会についての広い視野、人間性豊かな児童生徒の育成及び地域文化の向上、地域活性化を目指し、地域間(都市)交流も引き続き発展充実を図ります。

生涯学習の推進は、県からの指導体制の支援もいただき充実を図って参ります。

#### 「活力に満ちた新しい産業づくり」について

新食糧法の施行の実質第1年度にあたり、特定農山村・中山間地農村の小国町にとって農林業の振興は、今日の最重要課題のひとつであります。厳しい農業情勢を背景として、小国町にとって、よりふさわしい農業経営の在り方を目指して、新年度は県営ほ場整備事業の拡大及び、国県費の導入による各種生産施設の整備等を積極的に展開いたします。

とりわけ米づくりは、国内自給を踏まえて、専業・兼業を問わず張り合いのある集落・家族就労の環境づくりが重要だと考えます。

商工業の振興無くして地域経済の発展は、望めません。地域活性化、安定的雇用の確保を目指し、資金の貸付枠の拡充を図ります。

懸案でありました商工物産館が開館されるに当た

りまして、より積極的に利用され地域産業活性化の拠点として機能するようその運営に配慮してまいりたいと思います。

(株)小国地域振興公社の再建に関連して取り組んでまいりました自然休養体験施設が一部供用開始となります。公社の経営健全化へむけ、最大限の努力を傾注してまいりたいと存じます。

#### 「美しく住みやすい快適な環境づくり」について

安全にして、美しく快適な居住空間の整備は、定住条件づくりの重要な課題であります。

まず、国県による公共事業は、小国町の基幹道路であります国道2路線の改良整備を始め、県道整備の一層の推進を要望してまいります。町道の整備は、改良工事と防雪施設の整備に力を注いでまいります。

快適環境づくりを目指して平成7年度スタート致しました農村総合整備事業につきましては、前年度からの「繰越事業」を含め積極的な事業の推進を図ってまいります。

その他景観づくり事業といたしまして、国県制度導入などによって集落計画事業の推進を支援してまいります。

生活の安全度の向上を図る防災対策は、昨年の大震災の教訓を踏まえ、防災計画の見直し作業のなかで、近隣13市町村と協議のうえ「災害時の相互応援協定」を締結したほか、災害発生時の迅速な初動体制の確立など、対策を講じて参りました。防災計画の改定は、国の防災制度の大きな変更が続いているため、県と市町村の計画協議が遅れておりますができるだけ急いで策定するよう努力してまいります。

防火水槽など消防施設の整備は、昨年引き続き重点事業として進めるとともに、防災資材の備蓄も新規着手いたします。

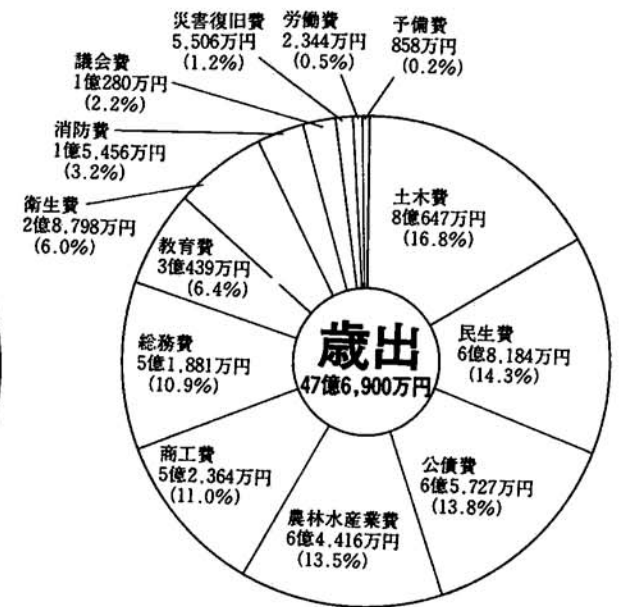
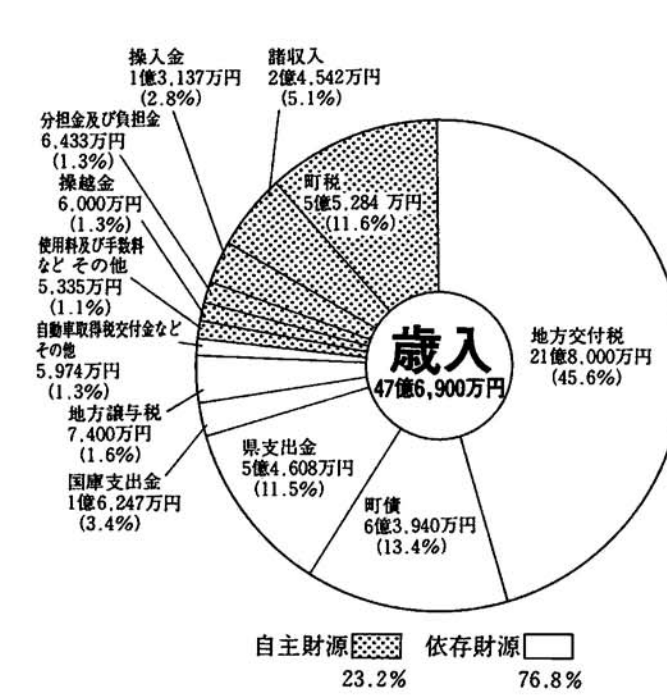
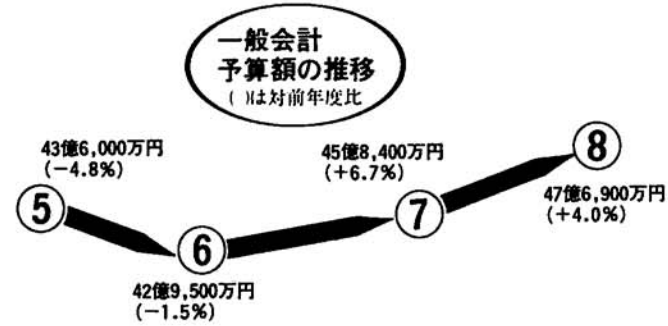
雪に強いまちづくりは、地域の最重要課題のひとつであります。除雪機械の整備を含め道路除雪対策には万全を期してまいります。克雪住宅の普及促進は、普及状況を勘案しながら推進して参りたいと考えています。

定住条件づくり、保健福祉の向上、河川などの水質浄化と、多くの事業効果が期待されています下水道事業(特定環境保全公共下水道)は、平成2年に着手して以来、町民の皆様のご理解ご協力をいただき、おおむね順調に事業の進行を見ております。平成8年度は、下水処理場の増設と管路網の整備を積極的に推進いたします。

災害対策につきましては、昨年の7.11水害の復旧を平成7年度予算の繰越事業と合わせ平成8年度に完了するよう措置いたしました。事業の執行に最善の努力をいたします。

## 一般会計

平成8年度の一般会計予算額は47億6,900万円で、前年度比4.0%、1億8,500万円の増となりました。歳入、歳出の構成は下の表のとおりですが、予算額が増となったのは、農業の振興対策を含んだ農林水産業費が前年度に比べて2億6,610万円余り増となっているのが影響しています。なお、予算額を町民1人当たりで計算してみると592,422円となります。



### 町税の内訳

- 町民税..... 1億7,145万円
- 固定資産税..... 3億4,625万円
- 軽自動車税..... 1,680万円
- 市町村たばこ税..... 1,830万円
- 特別土地保有税..... 4万円
- 合計..... 5億5,284万円

### 財政用語の基礎知識

- **地方交付税** 地方公共団体間の財政力の均衡を図り、地方公共団体が行政に対し、一定の水準までの財源を保障することを目的としたもので、性格的には地方公共団体固有の一般財源です。
- **依存財源** 国庫支出金、県支出金、地方交付税、町債のように国や県から定められた額を交付されたり、割当てられたりする財源のことをいいます。
- **投資的経費** 土木事業や建築、大規模な機械設備の設置など建設事業を内容とする経費です。台風等の災害によって行う災害復旧事業と、災害に基づかない普通建設事業費及び失業対策事業費とに大別されます。
- **経常的経費** 法令などにより毎年業務的に支出する経費および人件費や施設の維持管理に要する経費など経常的に支出される経費です。
- **国庫・県支出金** 法令に基づく負担金、補助金、国や県の施策を奨励するための奨励的補助金、それに本来、国や県の事務に属するものを地方公共団体に代行させるための委託金などをいいます。
- **自主財源** 町税、使用料・手数料、財産収入、諸収入のように町が自らの手で徴収することができる財源のことをいいます。

平成8年度予算

平成8年度予算

一般会計

47億6,900万円

議会費

議員報酬、手当、議会報の発行に  
.....6,357万円

総務費

町制40周年記念事業に.....207万円  
集落計画及び一集落一事業に  
.....340万円  
総代事務委託料.....1,650万円  
オフトークの運営に.....472万円  
町長・町議選挙費に.....870万円  
交通安全対策に.....250万円

民生費

結婚祝金、仲人報償金.....600万円  
福祉施設負担金.....3,753万円  
ディサービス委託料.....3,423万円  
ねたきり老人等介護見舞金  
.....1,308万円  
老人短期保護費.....1,339万円  
老人ホーム措置費 1億6,700万円  
ホームヘルパーの設置に  
.....2,505万円  
児童手当に.....1,320万円  
保育所運営に.....1億5,984万円  
国保特別会計繰出金.....4,218万円  
老人保健特別会計繰出金  
.....4,385万円

衛生費

妊婦、乳児、県老人医療費等に  
.....378万円  
在宅精神障害者介護見舞金に  
.....100万円  
健康診査委託料.....1,830万円  
人間ドッグ補助に.....720万円  
町立診療所特別会計繰出金  
.....3,050万円  
各種清掃業務委託料.....1,540万円  
柏崎地域広域事務組合し尿処理負  
担金.....2,300万円  
クリーンセンター施設管理に  
.....6,163万円  
合併処理浄化槽等設置整備事業補  
助に.....706万円

の主な使いみち

労働費

若者定住促進奨励金.....450万円  
町内企業技術習得派遣援助に  
.....100万円

農林水産業費

農業振興費に.....2億7,459万円  
町単土地改良事業補助に  
.....1,061万円  
県営圃場整備事業に.....2,335万円  
農村総合整備事業に  
.....1億6,480万円  
特定農地管理に.....1,204万円  
広域林道工事に.....1,160万円

商工費

産業育成、商工業振興、商工業振  
興資金緊急経営安定対策資金に  
.....1億6,000万円  
商工物産館の管理に.....886万円  
各種まつり補助に.....630万円  
自然休養体験施設建設に  
.....2億2,480万円

土木費

消雪施設電力料.....3,000万円  
公共事業負担金.....4,000万円  
道路維持補修工事に.....1,000万円  
道路新設改良8路線工事費  
.....7,840万円  
道路特殊改良9路線工事費  
.....1,835万円  
道路舗装工事費.....950万円  
消雪施設工事費.....1億1,550万円  
住宅建設利子補給.....485万円  
克雪住宅普及促進事業補助に  
.....1,200万円  
下水道事業特別会計繰出金  
.....2億4,630万円

消防費

広域組合負担金に.....1億283万円  
町消防団の運営に.....2,361万円  
消防施設工事費に.....1,615万円  
防災用備蓄資材の購入に.....200万円

教育費

語学指導推進に.....633万円  
小学校施設工事費.....495万円  
中学校施設工事費.....420万円  
社会教育・体育施設の管理に  
.....3,577万円



災害復旧費

農業用施設災害復旧工事費  
.....2,600万円  
公共土木施設災害復旧工事費  
.....1,250万円



特別会計

特別な目的をもって行う事業は特別会計として予算を組んでいます。小国町では6つの特別会計がありますが、平成8年度の予算総額は25億3,000万円で昨年度比16.4%の増となりました。

これは下水道事業特別会計の事業費が増加したためです。

予算総額の( )内は前年度比です。

国民健康保険特別会計

予算総額 4億6,000万円(5.0%減)

【歳入の内訳】  
国庫支出金.....1億8,997万円  
国民健康保険税.....1億8,095万円  
繰入金.....4,918万円  
療養給付費交付金.....2,955万円  
その他.....1,035万円

【歳出の内訳】  
保険給付費.....3億3,050万円  
老人保険拠出金.....9,701万円  
保健事業費.....1,658万円  
その他.....1,591万円

例年どおり人間ドッグ助成(1,114万円)、健康まつり(210万円)を予定しています。

なお出産育児一時金は1件30万円、葬祭費は1件9万円です。

老人保健特別会計

予算総額 8億1,900万円(20.6%増)

【歳入の内訳】  
支払基金交付金.....5億6,272万円  
国庫支出金.....1億6,991万円  
その他.....8,637万円

【歳出の内訳】  
医療諸費.....8億1,742万円  
その他.....158万円

町立診療所特別会計

予算総額 2億7,200万円(0.4%減)

【歳入の内訳】  
使用料及び手数料 2億3,814万円  
繰入金.....3,050万円  
その他.....336万円

【歳出の内訳】  
町立診療所費.....2億7,117万円  
その他.....83万円

簡易水道事業特別会計

予算総額 1,200万円(7.7%減)

【歳入の内訳】  
繰入金.....800万円  
使用料及び手数料.....390万円  
その他.....10万円

【歳出の内訳】  
簡易水道費.....653万円  
公債費.....461万円  
その他.....86万円

農業集落排水事業特別会計

予算総額 7,100万円(6.6%減)

【歳入の内訳】  
繰入金.....4,850万円  
使用料及び手数料.....2,212万円  
その他.....38万円

【歳出の内訳】

公債費.....4,000万円  
総務費.....3,014万円  
その他.....86万円

下水道事業特別会計

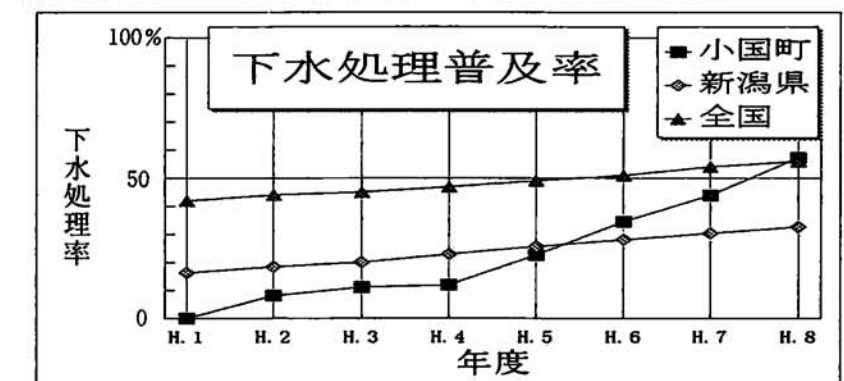
予算総額 8億9,600万円(38.1%増)

【歳入の内訳】  
町債.....3億3,250万円  
国庫支出金.....2億6,000万円

繰入金.....2億4,630万円  
分担金・負担金.....2,500万円  
使用料及び手数料.....1,550万円  
その他.....1,670万円

【歳出の内訳】  
事業費.....8億237万円  
公債費.....7,150万円  
その他.....2,213万円

浄化センターの増設工事、管渠工事などを行います。



### 小国町助役に 長谷川 孝氏 (再任)

小国町の助役に長谷川孝氏(新町 65歳)が議会の同意を得て再任されました。

再任となり任期は、平成8年4月1日から平成12年3月31日までの4年間です。



### 若井一正さん消防庁長官から 功労章を受章される

法坂集落の若井一正さんが平成7年度消防庁長官定例表彰において功労章を受章されました。

消防団員にとっては、最高の表彰であり、小国町では若井さんが初めてです。

若井さんは昭和21年中里村警防団(現小国町消防団)に入団されて以来、部長、分団長、副団長を経て平成元年から小国町消防団の団長を勤められており、今年で消防団歴50年を迎えられました。

この間、日頃の消防活動はもち

ろんのごと団員の訓練にも尽力され、小国町消防団発展のために貢献されています。



# やさしさと ゆとりの運転 防ぐ事故

## 一春の全国交通安全運動 4月6日～15日



ちょっとした油断が大事故につながる...

### 運動の重点

- 1 子供の交通事故防止
- 2 高齢者の交通事故防止
- 3 シートベルトの着用の徹底

### 交通事故の状況

平成7年中に小国町で発生した、交通事故の状況を見ると、事故件数、死者、負傷者数とも減少しています。事故の形態をみると、全発生件数18件中、9件が交差点において発生しており、その原因の大半は確実に止まって安

全を確認しないなど基本的な交通ルールを守らないことから起こっています。次は運転を誤り単独で受傷した事故で6件発生しました。交通事故の形態を全国的に見てみると近年、高齢者(65才以上)の関係する事故が多く発生しています。平成7年中の交通死亡者数

では、国内で3割、県内で4割、柏崎警察署管内においても高齢者が3割を占めている状況です。春先は毎年、事故が多く発生しています。みんなで「やさしさとゆとりの運転」に心掛け、交通事故をなくしましょう。

## ～おじいさん、おばあさん気をつけて!!～ 安全で快適なシルバーライフを

### ◎外出するときは...

#### ○自宅付近の道路に要注意

歩行者事故の大半は自宅から500m以内で発生しています。慣れた道路でも、油断しないで、しっかり安全確認をしましょう。

#### ○道路横断には細心の注意を

横着してすぐ近くにある横断歩道を渡らなかったために事故に遭った高齢者は少なくありません。横断歩道がある場合は少し遠回りでもそこへ行って渡りましょう。

#### ○見通しが良い所から渡る

止まっている車の前後からの横断は、運転者からも発見されにくく、非常に危険です。左右の見通しが良い所から渡りましょう。

#### ○車が通過するまで渡らない

「まだ間に合う…」という判断が命とり。近づいてくる車があるときは、通り過ぎるまで横断はしないようにしましょう。

#### ○横断の後半は油断しない

夜間の高齢者の歩行者事故は、横断後半に、左方から来た車と衝突するケースが多く発生しています。渡り終わるまで油断しない事と、ななめ横断は絶対にしないようにしましょう。

### ◎自転車に乗るときは...

#### ○安全な道を選びましょう。

できるだけ車の通りが少ない道路や、良く通る道路を選んで通行するようにしましょう。

#### ○「しっかり止まってはっきりと確認」を

いつも通り慣れている小さな交差点や農道から国・県道に出る場合でも、油断せず必ず自分自身で安全をしっかり確かめましょう。

#### ○右折する時は要注意

交差点において後方から来た車やバイク等を確認せず右折するのはとても危険です。曲がり始める前にまず確認を、横断歩道がある場合は必ずあるところで渡りましょう。

#### ○車の死角に注意

交差点において左折する車に気をつけましょう。車の「死角」に注意し、うかつに近寄らないようにしましょう。

#### ○夜間の運転は気を付けて

暗い道路の通行では、自動車の運転者から発見が難しくなります。暗くなり始めたらライトを点灯して乗りましょう。反射器や反射テープをついたり、明るい色の服装をするのも効果があります。

## 4月「土地月間」です

一定面積以上の取引については届出をしましょう。

### 1 国土利用計画法のねらい

国土の総合的かつ計画的な利用を図ることを目的として、地価の安定を図るとともに、土地の乱開発の未然防止を図り、さらに遊休土地の有効利用を促進することを目指すものです。

この法律は土地の投機的取引や地価の高騰を抑制し、乱開発などを未然に防ぐため土地取引について届出制を設けています。次の一定面積以上の土地の取引をしようというときは、この法律によりあらかじめ知事に届け出なければならないことになっています。

1. 市街化区域	2,000㎡以上
2. 市街化区域を除く都市計画区域	5,000㎡以上
3. 土地計画区域以外の区域	10,000㎡(約一町歩)以上

個々の取引面積は小さくても、合計すると一定面積以上になる一団の土地についても届出は必要です。

※小国町は全域3の土地計画区域以外の区域です。

### 2 届出から契約まで

契約をしようとするときは、取引の当事者(売買の場合であれば売主と買主)は、取引の予定価格や利用目的を記入した知事あての届出書を契約を結ぶ6週間前までに役場に届け出てください。

届出を受けた知事は、取引価格と利用目的について審査をし不相当と認めるときは、取引の中止又は変更を勧告することがあります。

それ以外の場合には届出日から6週間以内に勧告をしない旨文書で通知します。

この通知を受け取れば契約ができることとなります。

### 3 届出が必要な土地取引

届出なければならない土地取引は、次の要件のものです。

- ・売買(予約を含む)
- ・共済持分の譲渡
- ・営業譲渡
- ・譲渡担保
- ・代物弁済(予約含む)
- ・交換
- ・予約完結権、買戻権等の譲渡
- ・地上権、賃借権の設定、譲渡

### 4 届出をしないと...

届出をしないで土地取引をしたり、偽りの届出をすると6ヵ月以下の懲役又は、100万円以下の罰金が課せられることがあります。

なお、届出に必要な用紙は、役場にあります。詳しいことは役場企画課へおたずねください。



# 春は火災の発生が多くなります

## 災害に備えて日頃から火の用心

昨年柏崎消防署管内の火災件数は44件でした。そのうち全体の約27パーセントに当たる12件の火災が4月と5月に発生しています。いずれの火災もちよとした不注意からのものです。

一瞬のうちに財産や命までも奪われる火災は恐いものです。日頃から火の取り扱いには十分注意しましょう。

### 火の用心7つのポイント

- 寝たばこやたばこの投げ捨てをしない。
  - 子供に、マッチやライターで遊ばせない。
  - 風の強いときは、たき火をしない。
  - 天ぶらを揚げるときは、その場をはなれない。
  - 家のまわりに燃えやすいものを置かない。
  - ふろの空だきをしない。
  - ストーブには、燃えやすいものを近づけない。
- 万一に備えて、防火や避難方法について家族で話し合っておきましょう。

- ・ 火事、救急は119番
- ・ 災害等の問い合わせは☎0257-22-1200番まで（テレホンサービス）

## 春の火災予防運動 4月1日～7日

## 山歩き 荷物にならぬ 火の用心

雪どけとともに、ハイキング、ドライブなどの行楽や山菜採りで、山に入る機会が多くなります。

4月から5月にかけては、空気が乾燥し落葉や枯葉が燃えやすくなっているうえ、強い風が吹くことが多く、毎年山火事が発生しています。

行楽などで山に入るときは、山火事を防ぐため火の取り扱いには十分注意して、次のことを心掛けましょう。

- 枯れ葉等のある危険な場所では、たき火をしないこと。
- 強風時及び乾燥時には、たき火、火入れをしないこと。
- たき火の場所を離れるときは完全に消火すること。
- たばこの吸いながらは必ず消すと同時に、投げ捨てないこと。
- 火遊びはしないこと。
- 火入れの許可は必ず受けること。

## 新し尿処理施設が完成

柏崎地域広域事務組合において、3カ年計画で全面改築工事を進めてきました「し尿処理施設」が完成いたしました。

小国町を含む柏崎市刈羽郡5市町村の汲取りし尿や、浄化槽汚泥などを一括してここで処理するもので、住みよい生活環境づくりには欠かせない施設です。

新し尿処理施設は、鉄筋コンクリート造り、地下1階地上2階建のビル方式で、主要設備は全て建屋内に収納されており、臭気や騒音などの公害対策と放流水域の環境保全に十分配慮したものとなっています。

施設はすでに、昨年11月いっばいで試運転と性能試験を済ませており、順調に本格稼働に入りました。



## ひとり親家庭等医療費助成事業のあらまし

- 対象者
  1. 対象になる方
 

ひとり親家庭の父か母又は両親がいない児童などを養育している方で、次の児童を扶養している方及びその児童

18歳になった年度の3月31日までの児童（一定の障害がある児童は20歳未満）
  2. 1に該当しても次の方は対象になりません。
    - ①国民健康保険又は社会保険に加入していない方
    - ②生活保護を受けている方
    - ③老人保健法により医療を受けることができる方
    - ④老人（県老）・重度心身障害者（県障）・乳児（乳）医療費助成制度の対象になる方
    - ⑤里親に委託されている方
- 所得制限
 

所得制限があります。（例えば、扶養親族が2人のひとり親家庭の父又は母の場合、年収が概ね442万円以下）
- 受給者証
 

対象者の方は、「ひとり親家庭等医療費受給者証」の交付を受けてください。
- 助成される医療費
 

医療費の自己負担額（医療費から保険給付額などの公費負担額、保険者の附加給付額を差し引いた額）から、老人保健法に準じた一部負担金（外来・月1,020円、入院・1日につき710円）を控除した額が助成されます。
- 助成される入院時の食事代
 

非課税世帯の方で標準負担額減額認定を受けると、減額された食事代に対して助成をします。

なお、課税世帯に対しては、町単独の制度により助成が受けられます。

お問い合わせは、住民課福祉衛生係へ

## 克雪住宅普及促進事業について

町では、雪国でも冬期間安心して住める克雪住宅の建設者に、県の克雪住宅普及促進事業に基づく補助金の交付を実施いたします。

◎平成8年度申込受付期間は、7月31日までです。

◎補助対象者  
この補助金の交付を受けることができるのは、現に町内に住んでいる、又は住む見込みの方で、町内に克雪住宅を新築・増改築・改良及び購入する前年所得1,000万円以下の方です。

◎補助の条件  
(1)補助対象工事費は、一般住宅（雪下ろしの必要な住宅）と克雪住宅との工事費の差額（住宅の克雪化に必要な費用）で、250万円を上限とする。  
(2)補助金の額は、補助対象工事費に補助率を乗じた額とし、48万円を限度とする。

### ◎補助対象住宅

落雪式一屋根雪を人力によらず落下させる屋根構造又は、強制落雪装置を有し、かつ敷地内で雪処理できる住宅。

融雪式一熱エネルギー（電気、ガス、灯油）等の使用により屋根融雪できる施設又は構造。ただし、地下水等の開放利用のものは除く。

耐雪式一積雪荷重3.2m（1㎡当り960kg）に対し、安全であることが構造計算等により確認でき、かつ雪庇対策を講じた住宅。  
落雪・高床式一落雪式の要件を満たし、原則として基礎を一体の鉄筋コンクリート造とし、当該基礎の地盤面上の高さを1m以上とした住宅。



### ◎申込先

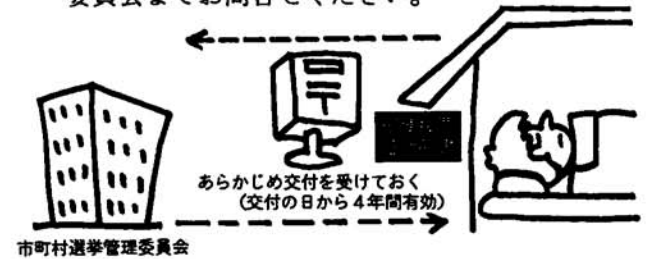
小国町役場建設課  
95-3111(内線223)  
※申込方法等詳しいことは、建設課克雪管理係へご相談ください。

## 選 挙 の は な し

不在者投票制度は投票日に仕事や行事などで投票所へ行けないときに行う投票の方法ですが、身体の不自由な方で投票所まで行けない方の為にあるのが郵便による不在者投票制度です。

郵便による不在者投票を行うには選挙管理委員会が交付する「郵便投票証明書」が必要となります。「郵便投票証明書」の交付を受けるには、身体障害者手帳の交付を受けていることなどが必須です。「郵便投票証明書」の交付申請はいつでも出来ますので、希望される方は選挙管理委員会手続きをしてください。

投票日が近くなってからでは間にあわないこともありますので早めにお願ひします。郵便による不在者投票について不明な点は選挙管理委員会までお問合せください。



## 小国町人事異動 (平成8年4月1日付)

### ○退職者

職	氏名
地域振興課長	大久保重嗣
農委事務局副参事	大橋弥市
家庭奉仕員	竹部文子

### ○新採用

職	氏名	所属
主事補	中村将和	農林課
主事補	山岸直子	建設課
主事補	山崎りさ	住民課

### ○昇格・昇任

職	氏名	所属
教委事務局長	佐藤 勲	教委事務局
学校教育係長事務取扱		

### ○部内異動

新担当	氏名	旧担当・所属
地域振興課長	高橋 実	教委事務局長
住民課参事	田中悦郎	学校教育係長事務取扱
課長補佐事務取扱	牧野克己	税務課参事
税務課課長補佐		税務係長事務取扱
税務係長事務取扱		教委事務局副参事
農林課副参事	樋口和弘	社会教育係長事務取扱
農委事務局係長事務取扱		議会事務局副参事
		監査委員事務係長事務取扱

※小国町では平成8年度から「課長を補佐し、課等の事務を整理する職」として課長補佐を各課に1～2名置くことにしました。

# 新しいルートで食卓へ



## 登録出荷取扱業者

生産者から計画出荷米の売り渡し又は売り渡しの委託を受けて出荷を取り扱ったり(第一種)、これを一定のロットにとりまとめて出荷を取り扱ったり(第二種)する業者です。

〈登録要件等〉

第一種については、経験要件がなくなったほか、出荷契約締結要件も生産者10人以上(旧制度では30人以上)、数量20トン以上(旧制度では50トン以上)に緩和されました。

また、施設要件は、倉庫を利用できることとされました。

- ・登録申請期間—毎年6月1日～6月14日まで
- ・登録期日—毎年6月30日
- ・登録の有効期間—3年

## 自主流通法人

新食糧法では、民間流通による自主流通米が主体となりますが、その安定流通を担うのが自主流通法人です。自主流通法人は自主流通計画を策定し、この計画に沿って自主流通米の計画的な売り渡しを行います。

自主流通法人は、極めて公益性の強い法人であるため、国の指定制となっています。

### Topics—【政府米】

政府の買入価格は、自主流通米の価格の動向、お米の需要・供給の動向を反映させるほか、生産条件及び物価などの経済事情を考慮して、お米の再生産を確保するように定めます。

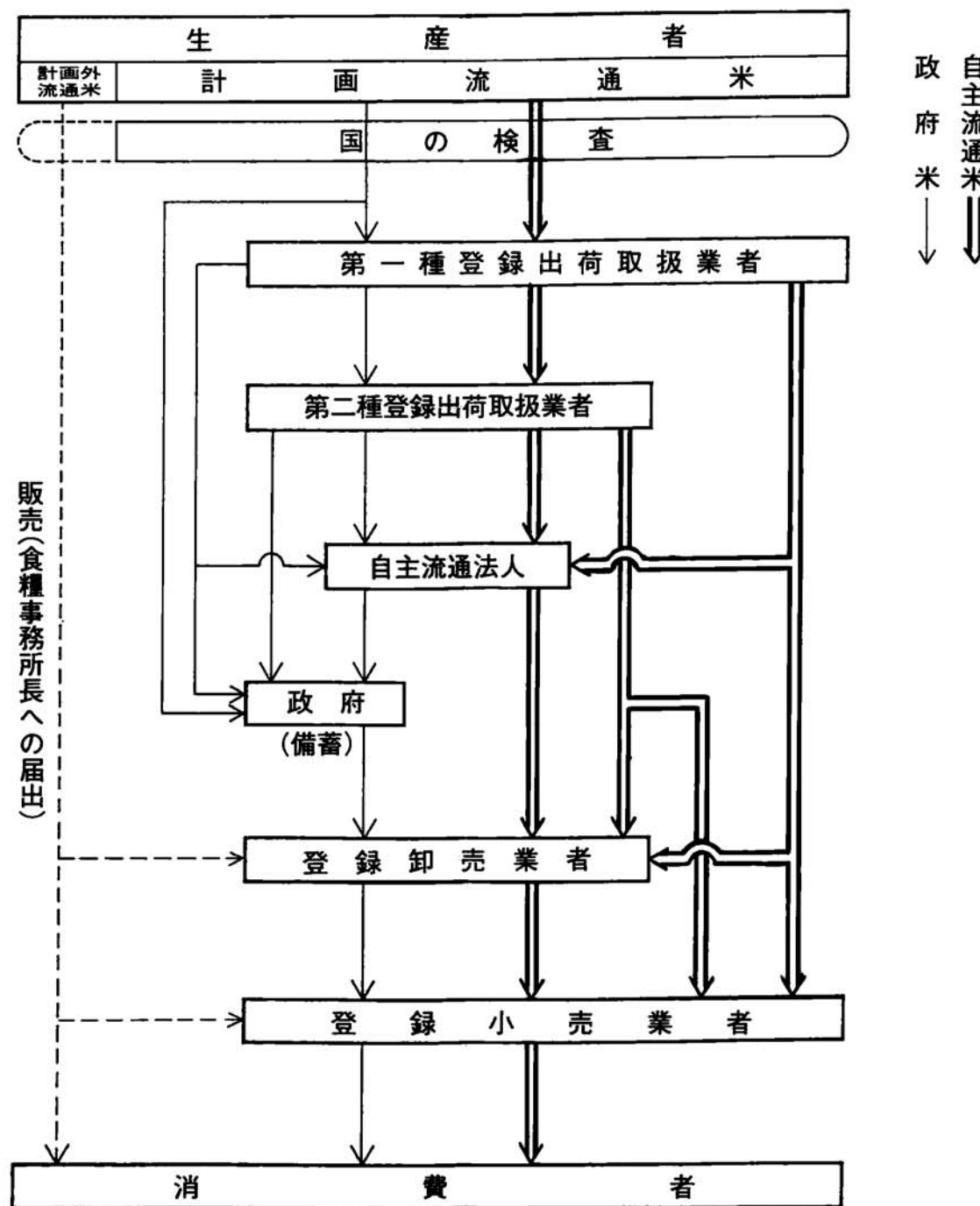
また、政府の売渡価格は、お米の需要・供給の動向、家計費、物価などの経済事情を考慮して、消費者の家計が安定するように定めます。

なお、この政府の買入価格・売渡価格は、米価審議会に諮ってきめることとしています。

新食糧法に基づく新しい食糧制度の下で、お米が全国のご家庭へ、いつでもどこでもかたよりなく安定的に流通するよう、計画的な流通制度の運営に努めることとしています。

お米は、下図のようなルートで流通します。

お米が消費者に届くまでの生産・流通段階でのそれぞれの果たす役割などについて紹介します。



このほか、加工業者等への流通、登録卸売業者間・登録小売業者間の売買があります。また、検査については、流通段階での検査があります。

## 登録販売業者(卸売業者及び小売業者)

卸売業者は、大量のロットで仕入れたお米を小売業者等に販売し、小売業者は店舗において消費者に小口販売を行います。

〈登録要件等〉

卸売業者については、

- ①結び付き要件・経験要件は廃止
- ②数量要件は、年間販売見込み数量4,000精米トン以上(他の都道府県で登録を受けている場合には400精米トン以上)
- ③施設要件は、とう精施設を利用できるとされました。

小売業者については、

- ①経験要件・数量要件は廃止
- ②施設要件は、売り場を利用できるとされました。

・登録申請期間—毎年4月1日～4月30日まで

・登録期日—毎年6月1日(他の都道府県で卸売業の登録を受けている場合は、6月15日)

・登録の有効期間—3年

## 新たなニーズに対応した検査制度へ

### 改正のポイント

- 1 義務検査の対象の見直し
- 2 新たなニーズに対応した任意検査の導入
- 3 指定検査機関の導入
- 4 ニーズの変化に対応した検査規格の設定

○これまでは、流通するお米は、すべて農産物検査法に基づく検査をうけなければならないという、いわゆる義務検査としていましたが、今回の改正で計画流通米のみを義務検査の対象とし、それ以外については、検査を受けるか受けないかは生産者の任意となりました。

○流通段階での検査や理化学分析による成分検査を行うなど、検査に対する新たなニーズに対応できるようになりました。

○成分検査の導入に伴い、食糧事務所のほか、理化学分析の専門的知識を有している指定検査機関に業務の一部を委託できることとなりました。

○さらに、検査規格の設定・改廃は、学識経験者や関係者の意見を聴いて決めることとなりました。

検診をうけよう ①

先ず検診 それが家族を 身を守る

# 検診をうけよう

(各種検診日程表)

健康診断(検診)は健康を守るためには欠かせないものです。成人病は自覚症状が出るころには完治がむずかしいほど進行していることが少なくありません。異常の早期発見のために、さあ年に一度の総点検、検診を受けましょう!! 「先んずれば“病”を制す」です。



## 胸部レントゲン検査

検診日	検診会場	時間	対象地区
4月17日(水)	上小国小学校	午前10:50~11:40	諏訪井
	大貝公民館前	午後1:30~1:50	大貝
	三桶集落開発センター前	〃 2:00~2:30	三桶
4月18日(木)	山野田公民館前	午前9:40~9:55	山野田
	原オアシスセンター前	〃 10:10~10:50	原
	森光公民館前	〃 11:00~11:30	森光
	小栗山集落開発センター前	午後1:30~2:10	小栗山
4月19日(金)	上岩田公民館前	午前9:20~10:00	上岩田
	太郎丸農協倉庫前	〃 10:10~11:10	太郎丸・小国沢
	檀沢公民館前	午後1:30~2:00	檀沢
	就業改善センター前	〃 2:10~3:10	新町
4月22日(月)	就業改善センター前	午前9:20~10:20	相野原・二本柳・上谷内
	喜美屋商店前	〃 10:30~11:00	猿橋・金沢
	八王子公民館前	午後1:30~2:00	八王子
	芝ノ又多目的広場	〃 2:10~2:25	芝ノ又
	箕輪集落開発センター前	〃 2:40~3:20	箕輪・上村・サンコーポラス
4月23日(火)	桐沢公民館前	午前9:30~10:00	桐沢
	法坂公民館前	〃 10:10~11:10	法坂
	原小屋集落開発センター前	午後1:30~2:10	原小屋・千谷沢
4月24日(水)	鷲之島集落集会施設前	〃 2:20~3:00	鷲之島
	下村集落集会施設前	午前9:20~9:50	下村
	武石共同車庫前	〃 10:00~11:00	武石・押切
	七日町担い手センター前	午後1:30~2:00	七日町
4月25日(木)	上栗集落開発センター前	〃 2:10~2:40	上栗
	町立診療所 検診棟前	〃 2:50~3:10	もれ者

※喀たん検査を希望される方は各会場で受付します。

## 乳がん・子宮がん検診

検診日	会場	対象地域
4/17(水)	小国町立診療所 検診棟	山野田・大貝・三桶・苔野島・原・森光・小栗山・諏訪井
5/1(水)	小国町立診療所 検診棟	太郎丸・小国沢・法末・上岩田・檀沢・八王子・芝ノ又
8(水)	J A 小国本所	法坂・桐沢・箕輪・上村・サンコーポラス
15(水)	武石集会センター	下村・武石・押切
7/1(月)	上栗集落開発センター	七日町・上栗
5(金)	原小屋集落開発センター	原小屋・千谷沢・鷲之島
15(月)	小国町立診療所 検診棟	新町・相野原・二本柳・上谷内・猿橋・金沢

## 基本健康診査 (40才以上大腸がん検診同時実施)

健診日	会場	対象地域
5月27日(月)	小国町農村環境改善センター	山野田・大貝・三桶・原 苔野島・森光・小栗山
28日(火)	〃	諏訪井・太郎丸 小国沢・法末・上岩田
29日(水)	〃	檀沢・新町・相野原 二本柳・上谷内・猿橋・金沢・八王子・芝ノ又・サンコーポラス
30日(木)	〃	法坂・箕輪 桐沢・上村・下村・武石
31日(金)	〃	押切・七日町・上栗・原小屋 千谷沢・鷲之島・もれ者(全地域)

※健診時間…【上段】午前：9:30~11:30 【下段】午後：1:30~3:30 □は午後となります。

## 胃がん検診

検診日	会場	対象地域
6/18(火)	三桶公民館	大貝・三桶
20(木)	上小国小学校	苔野島・原
21(金)	法末自然の家「やまびこ」	法末
25(火)	町立診療所 検診棟	小国沢・上岩田・檀沢
28(金)	上小国小学校	山野田・森光・小栗山・諏訪井・太郎丸
7/3(水)	就業改善センター	新町
4(木)	就業改善センター	相野原・二本柳
10(水)	勤労者体育センター	法坂・桐沢・箕輪
12(金)	就業改善センター	上谷内・金沢・猿橋・八王子・芝ノ又
16(火)	下村集会センター	上村・下村・サンコーポラス
22(月)	武石集会センター	武石・押切
23(火)	上栗集落開発センター	七日町・上栗
25(木)	原小屋集落開発センター	原小屋・千谷沢・鷲之島
26(金)	町立診療所 検診棟	施設入所者(おぐに荘)・もれ者
31(水)	町立診療所 検診棟	施設入所者(おぐに荘)・もれ者

※胃カメラ検診は9月下旬の予定

◇各検診とも申し込みされなかった方でも随時受付致しますがなるべく事前に保健課(☎95-2600)まで連絡をしてください。

## 4月の予防接種・乳幼児健診

日時	会場	対象者
*ポリオ		
☐9日(火)		
☑就業改善センター		
☑3~90ヵ月児		
*ツベルクリン検査		
☑		
10日(水)小国中学校		
16日(火)洪海小学校		
(上小国・下小国小児		
童を含む)		
22日(月)就業改善センター		
*ツ判定BCG		
☑		
12日(金)小国中学校		
18日(木)洪海小学校		
24日(水)就業改善センター		
☑ツベルクリン反応の判定が陰性(-)の者		
*乳児健診		
☑25日午後1時20分~		
☑小国町立診療所 検診棟		
☑平成7年9~12月 生まれ児		

## 成分献血にご協力ください

成分献血は、血液中の血漿や血小板だけを献血する新しい献血方法です。

最も回復の遅い赤血球をお返しするので体への負担も軽く、女性の方には特に勧めします。

### \*成分献血の日

◎4月25日(木)午前9時30分~午後3時30分

◎会場 小国町役場

※献血所要時間は、男性約60分、女性約50分です。希望される方は事前に受付予約が必要ですので保健課へ連絡ください。

(4月19日までに☎95-2600)

GIVE BLOOD SAVE LIFE



## ゆめあり年金

国民年金の定額保険料は、今年の4月から1ヶ月につき12,300円になります。また支給される年金額は据置きとなります。

国民年金制度は、高齢や障害などで働けなくなったときや、一家の働き手を失ったときなどに年金を支給して生活を保障することを目的としているため、年金の価値を社会情勢に応じた水準に保って

## 4月から保険料は月額12,300円に 平成8年度の年金額は据置きとなります

いかなければなりません。

保険料の改定は国民年金制度を健全に運営していくための改定でありますので、国民年金加入者のみなさんのご理解とご協力をお願いします。

また、年金額の修正は毎年1回

物価上昇率を考慮して実施されています。今回の調査では物価上昇率が対前年比で約0.1%の低下となったため本来ならば年金額が引き下げとなるところですが、平成8年度に限り特例的に据置きとなりました。

### 年金額一覧表

項目	年額〔月額〕
〔国民年金〕	円 円
老齢基礎年金	785,500〔65,458〕
障害基礎年金（1級）	981,900〔81,825〕
障害基礎年金（2級）	785,500〔65,458〕
遺族基礎年金（子1人）	1,011,500〔84,292〕
〔基本加算〕	〔785,500〔65,458〕〕
〔加算〕	〔226,000〔18,833〕〕
10年年金	477,100〔39,758〕
5年年金	406,100〔33,842〕
障害年金（1級）	981,900〔81,825〕
障害年金（2級）	785,500〔65,458〕
母子年金（子1人）	1,011,500〔84,292〕
〔基本加算〕	〔785,500〔65,458〕〕
〔母子加算〕	〔226,000〔18,833〕〕
老齢福祉年金	402,400〔33,533〕
〔一部支給停止後の額〕	314,100〔26,175〕



## くらしと税

### 税を滞納すると

日頃から納税のための資金手当てや納期限には十分注意し、納税は期限内にお願いします。

国税を滞納すると、納期限から2か月間は年7.3%、それ以降は本税を完納する日まで年14.6%の延滞税が加算されますので、ご注意ください。

納期限までの納付が困難な場合の相談や、納期限を過ぎてもそのままにしておいた場合等について説明しましょう。

#### 【納付が困難な場合には】

税務署では、納税者から国税を納付することが困難である旨の申し出があった場合には、その実情等に十分配慮した上で、納税者に有利な納税の猶予・換価の猶予等の活用を考慮した納付の相談に応じていますので、お気軽にご相談ください。

#### 【滞納をそのままにしておく】

##### 1 督促状の送付

納期限が過ぎても納付されない場合には、納税者に督促状を送付して、納付の催告を行います。

この督促状を発送した日から10日を経過する日までに国税が完納されないときは滞納国税を徴収するために滞納処分を行うこととなります。

##### 2 滞納処分とは

滞納処分とは、納税者が国税を納付しない場合にこれを強制的に実現する手続をいい、①財産の差押え、②差し押さえた財産の売却等といった一連の手続きによって執行されます。

##### 3 差押えとは

差押えは、財産の処分を禁止するために行うものであり、また、その対象となる財産は、土地・建物といった不動産、預金、売掛金といった債権、あるいは動産、有価証券等、多様なものとなっています。

さらに、差押えを行ってもなお納付されない場合には、差し押さえた財産の売却等を行い、その売却代金あるいは取り立てた金銭を滞納国税その他の債権に充当します。

##### 4 負担の公平

この滞納処分は、期限内に納付した者と、納期限を経過して滞納となった者との租税負担の実質的な公平を図るため、納税者に納付資力や財産がある限り、滞納国税を完納させることを目的としています。

#### 【相談はお早めに】

納期限を経過して、納付の相談もなく滞納となったままにしておく、このように財産差押え等の処分を受ける場合がありますので、直ちに、納付することができない事情があるときは、お早めに税務署にご相談ください。

## くらしと国保

### 保険制度の一部が変わります

#### 「付添看護」が解消されます

4月1日から患者負担による付添看護が禁止されます。これからは病院や診療所が必要なスタッフを揃え専門的な看護・介護サービスを行い、責任をもってお世話することとなります。

ただし、患者さんが不安な場合などは医師の許可を得て、家族が付添うことができます。

#### 老人・県単医療の一部負担金が変わります

4月1日から老人医療・県単4医療（県老・県障・県乳・県親）の一部負担金が次のように変わります。

入院 1日 700円→710円  
外来 1ヵ月 1,010円→1,020円

これは平成6年平均の全国消費者物価指数が平成5年に比べて0.7%上昇したためです。

#### 高額療養費は6万3,600円に

高額療養費とは、自己負担する医療費が高額になって、家計を圧迫することのないよう、一定額以上の医療費は健康保険が負担する、という制度です。その自己負担の限度額が、平成8年5月1日から、いままでの1人、1ヵ月、一つの病院・診療所について6万3,000円から6万3,600円に引き上げられます。



## 狂犬病予防注射及び畜犬登録について

### — 狂犬病予防注射・毎年1回 犬の飼育には犬の登録・生涯1回 —

・犬の飼育者・住所の変更があった場合、または犬が死亡した場合は必ず役場住民課福祉衛生係（☎95-3111）に届け出てください。

また、平成8年度の狂犬病予防注射及び登録を下記の日程で実施いたしますので、犬を飼っている方は最寄りの会場で必ず済ませてください。

#### ◎注射日程

	会場	時間
4/25 (木)	八王子公民館前	9:40~9:50
	芝ノ又公民館前	9:55~10:00
	三桶公民館	10:15~10:30
	原克雪広場	10:40~11:15
	法末自然の家「やまびこ」	11:30~11:40
	上岩田公民館前	13:30~13:50
5/7 (火)	農村環境改善センター	14:00~14:30
	中央公民館千谷沢分館前	10:00~10:20
	上栗集落開発センター前	10:50~11:10
	武石集会所センター前	11:20~11:40
	旧役場裏	13:30~14:10

#### ◎料金(一頭当り)

新規登録者	昨年度登録済の方
登録手数料 3,000円	
注射済票 530円	注射済票 530円
注射料 2,370円	注射料 2,370円
計 5,900円	計 2,900円

※①つり銭のいらないようご注意ください。

②印鑑を持参してください。(新規登録者)

③昨年度登録済の方は事前にハガキが郵送されておりますので押印の上必ず持参願います。



### 思い出を胸に 旅立ちの春

#### —中学校、柏崎高校小国分校で卒業式—

春は出会いとともに旅立ちの季節でもあります。小国中学校では3月8日に、柏崎高校小国分校では3月1日に卒業式が行われ、それぞれ思い出の学舎をあとにしました。小国中学校で今年卒業式を迎えたのは男子53名、女子52名の合わせて105名、柏崎高校小国分校で今年卒業式を迎えたのは男子12名、女子5名の合わせ



て17名です。卒業生の皆さんは卒業式でそれぞれ3年間の学校生活を振り返っているようで、なかには涙する生徒さんもありました。楽しかった思い出や苦しかった思い出を胸に旅立った皆さん、新しく始まる生活も精一杯頑張ってください。



### 暮らしのポイント

#### 生け花を長持ちさせる「水揚げ」をしっかりと

切り花をできるだけ長く、新鮮な状態で長持ちさせるテクニックを紹介しましょう。こうした技術を「水揚げ」といい、切り花の種類によって異なりますが、一般的な方法を3例挙げてみました。まず、「水切り」です。ほとんどの切り花に使われている方法です。深めの容器に新鮮な水を入れ、水の中で茎の根元から2〜3センチのところを、はさみで切り落とします。枝ものは斜めに、切り花は刃先を使って真つすぐに切ります。水のなかで切ると空気が切り口から入らず、すぐに水を吸い込みます。茎の柔らかい草花は、は

さみで切ると切り口がつぶれる場合があるので、ナイフで切る方法もあります。次は「切り口を焼く」です。茎の切り口を濡れ新聞紙に包み、ガスなどの火で根元が黒くなるまで焼きます。変色したら、すぐに2時間近く水に入れておきます。炭化させ雑菌を殺すと同時に、茎が腐りにくくなって水揚げがよくなります。3番目は、「熱湯処理」です。茎の柔らかい春の花などに適しています。茎の根元から2〜3センチのところを切って、根元をそろえて束にし、切り口を紙に包みま

す。お湯が沸いてから、紙に包んだまま茎元を1〜2分間煮沸します。変色してきたら、直ちに茎を水の中に入れます。この作業で、雑菌が入らないようにしたり、微生物を殺したりします。もちろん、茎元の水分を押し上げ、水揚げをよくします。しおれかかった花は、逆さにして水をかけ、濡れた新聞紙で包みます。水の入ったバケツなどに丈の半分以上をつけて、涼しい場所に置きます。元の状態に戻ったら、水揚げをして新聞紙に包み、水を入れたバケツなどに一晩つけます。

#### 健康づくりは食卓から —肥満対策すなわち成人病予防！—

豆腐入り花しゅうまい(4人分)  
木綿豆腐 1丁  
むきえび 120g  
長ネギ 1/2本  
(干)しいたけ 2枚  
しょうが汁 小さじ1  
中華風だし 少々  
かたくり粉 大さじ2  
しゅうまいの皮 20枚

切りにし、調味料とともに①と混ぜる。④③を等分して、しゅうまいの皮で花のように包み、上に②のえびをのせ、中火で10〜15分蒸す。

いわれているので特に注意が必要です。体重が増加すると、心臓や肝臓を始めとする内臓はより多くの仕事をしられ体重を支える骨や関節にもかなりの重荷になってくるわけです。そうした余計な仕事が多い間に負担となり様々な障害、つまり成人病となって現れます。

1日の生活活動に必要なエネルギー量より、食事からの摂取エネルギーが上回れば余分なエネルギーは体内で脂肪に変わって蓄えられ太ってしまうわけです。一般に年をとるにつれ、1日に必要なエネルギー量も低下するので次第に肥満傾向になりがちです。この中年すぎの肥満は成人病の温床とも

これらの成人病のほとんどは、自覚症状がなく、知らない間に進行していきます。ですから、定期的な健康診断で合併症の早期発見をするとともに生活習慣の改善に努めましょう。

- (つくりかた)  
①豆腐はよく水気をきっておく。  
②形のよいえびを20尾とり分けておく。  
③えび、ネギ、しいたけはみじん

#### 都会の人に雪国体験を

3月2日、3日と法末地区貸農地の契約者による雪遊びツアーが行われました。参加されたのは埼玉県などから駆けつけた子供さんを含む17名の方です。1日目はこもり穴のなかで交流会を行い、2日目はそば打ち作業を行ったのち、お昼に自分たちで作ったそばを食べ解散となりました。参加された皆さんは2m50cm以上積もった雪に驚きながらも雪国の遊びを楽しむとともに、地元のそば粉を使い自分たちで汗を流して作ったそばを食べ、満足して帰られました。



#### 「イチョウ・ぎんなんシンポジウム」開催

ぎんなんは町の特産品の一つで年間約10tの生産量があります。これは全国有数の生産量で、町内には約5,500本のイチョウがあります。町内でぎんなん作りの指導、作業委託等を行っている小国町ギンナン生産組合では3月3日、ぎんなんをどのように生産、販売していくかを考える、「イチョウ・ぎんなんシンポジウム」を就業改善センターで開催しました。シンポジウムでは、ぎんなん販売の現状、栽培実践報告、人工受粉試験結果報告が発表されたのち参加者による話し合いが行われました。その後ぎんなんそばやぎんなんこんにゃくといったアイデア食品の試食会も行われました。



#### 町内企業求人情報コーナー (4月分)

事業所名	所在地	職種	規模	求人数	年齢	就業時間	賃金
ミユキドレス(有) ☎95-3500	太郎丸	縫製要員	43	女 5	45才位まで	8:10~17:10	130,000~150,000
小国町森林組合 ☎95-4147	法坂	造林作業員 (林業労働力育成センター事業)	12	男・女若干名	18~55	8:00~17:00	組合給与規程による
(株)旭産業 ☎95-4981	新町	組立工	18	女 3	18~45	8:00~17:00	120,000~150,000
(有)小川サッシ ☎95-2348	鷲之島	サッシ組立取付	4	男 2	18~40	8:00~17:00	170,000~220,000
(株)ピーコックジャパン ☎95-5111	太郎丸	製造・包装	60	正社員男女3 準社員男女5	18~45 18~60	8:30~17:30	当社規定による 時給800~1,000
(株)ナガイ小国工場 ☎95-3076	三桶	組立工	22	5	18~55	8:00~17:00	115,200~134,400
(有)笹崎塗装 ☎95-3359	諏訪井	建築塗装工	3	男 2	18~30	7:30~17:30	150,000~300,000
(有)共栄 ☎95-2349	上岩田	機械工	20	3	60才位まで	8:00~17:00	100,000~300,000
小国技研 ☎95-3864	箕輪	製造工	23	男 2	20~55	8:00~17:00	165,000~
		運転手		男 1	20~55		180,000~
		製造補助		女 1	20~55		125,000~

・このコーナーは職安通報済で掲載を希望された企業の情報です。  
・掲載希望の企業の方は地域振興課商工労働係まで申込み下さい。  
・柏崎、長岡、小千谷など近隣市町村の最新求人情報は役場1階ホールでござん下さい。

### 町制施行40周年を記念して 「小国町エコーはがき」が発行されます

小国町は今年で町制施行40周年を迎えますが、これを記念して小国町のエコーはがき（広告はがき）が郵便局から発行されることとなりました。

町内の皆様には記念として、町から各世帯に5枚ずつ配布されるとのことですが、この機会に是非、知人や親しい方々に、色どり彩やかな「きり絵」で町の自然が描かれているエコーはがきでお便りを差し上げてはいかがでしょうか。又、記念としてお送りするのも喜ばれることと思います。限定販売で売り切れも予想されますので下記の郵便局までお早めにご注文下さいませようご案内申し上げます。頒布する価格は1枚45円です。

太郎丸郵便局 中里郵便局 七日町郵便局  
塚山郵便局 法坂簡易郵便局



### 4月おぐにさわやかリポート番組表

(放送時間 午前7:30、10:00 午後1:00、6:00、9:00)

火曜日	木曜日	土曜日	日曜日	火曜日	木曜日	土曜日	日曜日
4月2日	4日	6日	7日	9日	11日	13日	14日
健康ライフ (ガス中毒と酸欠)	花の歳時記 (ふきのとう)	新一年生に インタビュー	新一年生に インタビュー	健康ライフ (転倒と転落)	花の歳時記 (木の芽)	知っています か。小国の 歴史・文化	「はつらつ新 世紀塾」に入 りませんか
16日	18日	20日	21日	23日	25日	27日	28日
健康ライフ (頭のケガ)	花の歳時記 (桜)	自然休養 体験館 オープン	お誕生日 おめでとう	健康ライフ (目のケガ)	花の歳時記 (山桜)	農事情報	たっしやで 長生き

30日  
健康ライフ  
(耳に異物が  
入ったら)

※□は午前7時30分から全チャンネルで放送されます。  
※3チャンネルの番組を聞く時は3のボタンを押してください。  
※リクエスト、メッセージ、ご意見などがおありの方は「おぐにさわやかリポート」  
(役場内) TEL 95-3111、FAX 95-2282までお願いします。  
※番組の内容は都合により変更することがあります。

### おぐに文芸

#### 短歌

古稀にして勤めに発てる  
吾送る三才孫に勇気づけらる  
今井 昭一

子は遠く家を離れて吹雪く  
夜は妻と二て炬燵に肩寄せ  
町田 一行

冬越しの乾きし鉢に水をやり  
日に当てたれば葉は伸び伸びす  
五十嵐 セイ

孫を抱き初めてわかる親の思  
娘の婚の祝辞に聞きぬ  
小川 行雄

誕生日孫娘がつくる手料理が  
五臓にしみて夕飯染しき  
片桐 直衛

晩鐘の余韻漂う雪解村  
遠峯の雪解け進む農日誌  
山崎 徳栄

鉄の柄に焼印入れる雪解かな  
波を背に良寛面して食うおでん  
米岡 直衛

喧嘩した妻が煮込みしおでん食ふ  
栗林 諸向

町田片身草  
米岡 トキ

#### 俳句

### 固定資産課税台帳 縦覧のお知らせ

固定資産課税台帳の縦覧を行います。この機会にご自分の固定資産を確認する意味でもぜひおこしくださいようお知らせいたします。

- ・縦覧の場所 小国町役場税務課
- ・縦覧の期間 4月3日(水)～4月22日(月)

(休日及び土曜日は除きます。)  
\*時間…午前8時30分から午後5時まで

### 新潟ふるさと村 リフレッシュオープン

大改装を行っておりました、アピール館・グリーンハウスはこのほど完成し、4月6日(土)にリフレッシュオープンいたします。

アピール館では「ふるさと新潟と暮らしの変遷」をテーマに明治～大正～昭和への移り変わりを見て聞いて体感することができます。また、グリーンハウスには新潟の花々にかこまれたグリーンプラザや子供の遊具を中心としたチャイルドプラザなど、憩いの広場としてリフレッシュします。

魅力いっぱいになった新潟ふるさと村へお越し下さい。皆様のご来村をお待ちしております。

なお、オープニングイベントも開催いたします。

問い合わせ先  
新潟ふるさと村アピール館  
☎ 025 (230) 3030

### 野球協会会員募集

いよいよ春本番、野球シーズン到来です。

野球協会では、新年度会員を募集しています。

【年間事業計画】

1. 協会杯争奪野球大会 5月19日(日)
2. 会長杯争奪野球大会 6月23日(日)
3. 議長杯争奪野球大会 7月14日(日)
4. 刈羽郡町村親善野球大会 10月20日(日)

野球協会に加盟し、各種大会に参加してみませんか、クラブチーム、職場チーム、愛好会なんでもOKです。一緒に野球を楽しみましょう。申し込みは、4月末日までに事務局へ。

野球協会事務局  
小国町役場内 ☎ 95-3111  
湯本、北原(伸二)

### 芸術村オープンイベント 北斎の散歩ホルスト・ヤンセン版画展

期間 / 4月26日(金)～6月2日(日)  
午前10時～午後5時  
(毎週月曜日休館)

入場料 / 大人(高校生以上)200円  
子供(小・中学生)100円

会場 / 小国芸術村会館  
☎ 0258 (95) 3135

内容 / ホルスト・ヤンセンの北斎シリーズを一斉46点展示

主催 / 小国町  
後援 / ドイツ連邦共和国大使館・東京ドイツ文化センター

問い合わせ先  
地域振興課 ☎ (95) 3111



### 字幕入りビデオカセットライブラリー 事業が始まります。

新潟県身体障害者団体連合会では、県からの委託に基づき平成8年3月から字幕入りビデオカセットライブラリー事業を始めています。

事業内容 字幕入りビデオカセットライブラリー事業は、テレビ局で放送された番組、映画等を、字

幕入りビデオ化し、聴覚障害者(児)等に貸し出す事業です。

・申し込み、問い合わせ先  
〒951新潟市東中通1番町86番地  
社団法人 新潟県身体障害者団体連合会  
TEL 025-224-0985  
FAX 025-224-2098

### 「サンコーポラス」 入居状況(4月末)

運営戸数	40戸
前月末入居戸数	39戸
3月中 入居戸数	0戸
退去戸数	0戸
本月末入居戸数	39戸
入居可能戸数	1戸

### 書道教室

(3月の作品)



# お知らせ

## 町民ハイキング

**日時** 4月29日(みどりの日)  
午前9時 集合

**場所** 八石山(標高518m)  
集合場所 スターキハウス八石脇

**持ち物等** 登山の出来る服装  
帽子、ズック、タオル、昼食、水筒など

**参加申込** 4月22日(月)までに教育委員会へ申込みください(☎95-3111)

**その他** ・小学3年生以下の幼児児童は保護者同伴をお願いします  
・雨天の場合は中止です  
・当日中止の場合はオフトークでお知らせします

## テニス教室

主催 体育協会テニスクラブ

みなさん、テニスを始めましょう。  
今年も、初心者・初級者のためのテニス教室を開催いたします。  
体育協会テニスクラブが、手とり、足とり?ご指導いたします。

**日時** 4月21日(日)～5月26日(日)毎週日曜日  
夜7時30分より10時まで

**場所** 小国町勤労者体育センター

**対象** 中学生以上

**申込み** 4月17日(水)までに下記へ申込みください。  
テニスクラブ事務局 田中 功  
(教育委員会☎95-3111)  
(自宅 ☎95-4062)

**その他** 参加費は無料です。  
室内用のシューズをご用意ください。

## 第18回日本剣道少年団研修会書道展

小学校3・4年の部  
銅賞 若井琢磨くん(法坂・渋海小4年)

## 東京ドームで野球をしよう!

プロ野球中継でもお馴染みの東京ドーム。このドームを貸し切って、野球を楽しむ東京ドーム体験ツアーを行います。  
夢のドームで実際にプレーして、あの感動を味わってみませんか。  
参加を希望される方は、つぎのとおり申し込んで下さい。

- 日時** 平成8年5月6日 午前7時から
- 定員** 50名(子ども25名、大人25名)
- 参加費** 子ども(小学生4～6年生)12,000円  
大人(中学生以上) 15,000円  
※参加人数により金額が若干変更になる場合があります
- 申込方法** 申込書に参加費を添えて野球協会事務局(役場内)に申し込んで下さい。  
(申込書は事務局に用意してあります)
- 日程** 5月5日午後9時30分 役場集合  
午後10時 役場発  
(途中 関越道で時間調整)  
5月6日午前7時 東京ドーム着  
午前9時30分東京ドーム発  
午後3時 役場着(予定)
- 詳しくは、小国町野球協会事務局までお問合せ下さい。(95-3111)

## 平成8年度小国町成人式

**日時** 5月3日(金) 憲法記念日

**会場** 農村環境改善センター

**対象者** 昭和50年4月2日～昭和51年4月1日の間に生まれた方

**案内** 小国町に住所を有する対象者には、4月11日(木)までに案内状を郵送します。  
町外に居住している小国町出身者も式に参加できますので、希望される方は、4月12日(金)までに教育委員会へ連絡して下さい。(☎95-3111)

**その他** 万一、案内状が届かない場合は、教育委員会まで連絡して下さい。

## 一人でも悩まず、まず相談!!



### いじめ相談ダイヤルをご利用ください

- 悩みごとテレホン ☎025-263-5319
  - 中越いじめ相談 ☎0258-35-3930 月～金曜日 10:00～17:00
  - 子ども・家庭110番 ☎025-382-4152 毎日 9:00～21:00
  - ヤングテレホン ☎025-283-4970 月～金曜日 8:30～17:15
  - いじめ110番 ☎0257-72-3742 月～金曜日 9:00～16:00
  - 新潟いのちの電話 ☎025-229-4343 毎日 10:00～24:00
- ※子供だけでなく、保護者のみなさんの相談もお待ちしております。

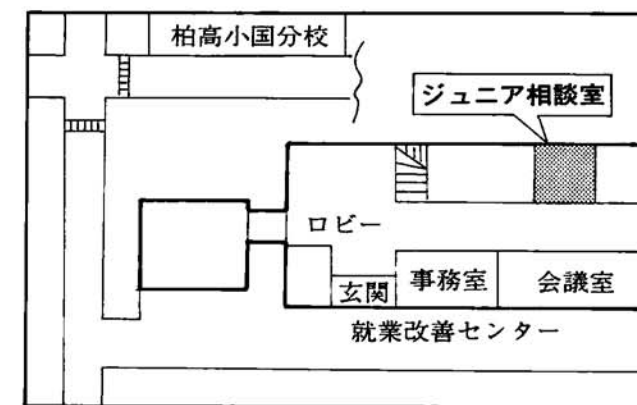


平成8年4月1日発行  
小国町教育委員会

## 気軽にご相談下さい ジュニア相談(教育相談)室を設置

小国町の中でも、いじめや不登校が報告されていますが、まず、このような問題がどこの学校にもあるという認識が大切です。  
いじめは、1人で悩んでいてもなかなか解決はできません。県などの教育機関ではいじめ相談ダイヤルなどを設置して「まず相談を」と呼び掛けを続けています。  
今回、町が設置する教育相談室は就業改善センターの中に置かれ、教育委員会が委嘱した相談員が相談にあたります。  
相談の内容はいじめはもちろん、その他学校生活における悩みについても構いません。  
教育相談室での受付は月曜日午後1時から4時までですが、この時間以外でも教育委員及び教育委員会事務局でいつでも受け付けています。また、ご希望があれば家庭訪問もいたします。

子どもだけでなく、保護者の方や、近所の皆さんの相談、情報をお待ちしています。  
気軽にご相談ください。  
ジュニア相談室 ☎95-3104  
月曜午後1～4時まで  
教育委員会事務局 ☎95-3111



## 豊かな町づくりのために

### 公民館長に岩野宏さん

平成2年から3期6年務められた高橋清逸さんの後を継ぎ、小国町の新しい公民館長に岩野宏さん(金沢・61歳)が任命されました。



任期は平成8年4月1日～10年3月31日です。  
岩野さんは3月まで上小国小学校長を勤められており、40年間の教職経験をお持ちです。  
生涯学習の重要性が高まる中、豊富な知識と経験が町の青少年育成などに活かされることと期待されます。

### ◆小国町ジュニア相談員

平成8年4月1日～  
岩野 宏 金 沢

### ◆小国町公民館運営審議会委員(兼 小国町社会教育委員)

公民館活動や社会教育に関する各種事業に対し助言や指導を行います。  
任期 平成8年4月1日～10年3月31日

氏名	備考
田中富士夫	下小国小学校長
笠原 宏	小国中学校長
中沢誠三郎	老人クラブ会長
青柳 要	体育協会 会長
平野保雄	商工 会長
高橋清逸	学識経験者
池島和代	学識経験者
佐々木藤枝	学識経験者
北原信義	学識経験者
桑原清人	学識経験者

### ◆小国町社会教育指導員

社会教育団体の指導、育成に従事しています。  
任期 平成8年4月1日～9年3月31日

小林 正作 七日町

### ◆小国町体育指導委員

住民のスポーツ振興のため、組織の育成や実技の指導、体育行事等に協力しています。  
任期 平成8年4月1日～10年3月31日

氏名	集落
宮川 誠一	太郎丸
山口 良夫	金 沢
大橋 正明	上 岩 田
山田 晴美	相 野 原
小川真理子	原 小 屋
北原 光男	新 町
五十嵐 茂	檜 沢
佐藤 和明	諏 訪 井
江口 春久	諏 訪 井
北原 成子	原
永見 康之	下 村
山崎 正義	小国中学校
上野 功	上小国小学校
堀井 忠典	渋海小学校
池田 弘	下小国小学校

# 「著作権」ってなあに？

本やCDの後ろを見ると「無断で複製、録音することを禁じます」といった言葉が書かれています。これは著作権の保護を意味しています。

著作権とは、小説や音楽などを創った人が独占的にこの著作物を利用できる権利をいいます。(著作者の死後も50年間はこの権利が存続します。)

そして、この著作権の保護と文化の発展を目的に、権利のルールを定めたものが著作権法です。

この著作物というのは、厳密にいうと「思想や感情を創作的に表現したもの」で、映画や写真のほ

かコンピュータのプログラムなども含まれます。

たとえば、日記や保育園の子どもが描いた絵にも著作権は存在します。

何気なくしている本やCDのコピー、レンタルなども、この著作権法に大きく関係をしています。(細かく分けると複製権、頒布権、貸与権などがある。)

アニメのキャラクターを無断で使用したり、パソコンソフトをコピーすることは著作権法で禁止されています。これら著作物を使用する時は、著作者に使用の許可をとることが必要となります。

ただし、著作権の制限ということで、許可なしで著作物を使用できる場合もあります。たとえばバックアップ用にソフトをコピーするといった個人的、家庭内など限られた範囲で使用する場合は複製が許されています。

また、学校教育の目的に必要な認められる範囲で利用が許される場合もあります。

これらの場合も勝手に拡大解釈しないで、罰則が課せられないように十分注意しましょう。

ここで、著作権に関する問題に挑戦してみてください。

## 著作権Q & A (最初は答えを見ないで○×をつけてみて下さい)

「県視聴覚教育主事部会資料」より

1. 著作権を取得するために、著作物(作品)を文化庁に提出する必要がある。( )
2. 公表していない個人の日記にも著作権がある。( )
3. 講演会の講演は、それが冊子や録音物の形で記録されたものでなくても、著作権の保護をうける。( )
4. 単にデータを集めた書物であっても、そのデータの選択または配列に創作性がある場合、編集著作物としての保護をうける。( )
5. 複製とは、印刷や録画など機械的に著作物を複製することを指すので、手書きで写すことは含まない。( )
6. 非営利かつ無料であれば、他人の著作物を複製して多くの人に頒布する際、著作権者の許可を得

- る必要はない。( )
7. 学校でCDを使って音楽を流すことは、著作権者の許可を得ず自由にできる。( )
8. 現行著作権法では私的な録画・録音は自由であるから、ビデオやCDを視聴覚ライブラリーにダビング機を置いて、利用者の複製便宜に供することは、法律上問題はない。( )
9. ビデオレンタル店で借りたビデオを、自分のテープにダビングし、他人にあげても、元のビデオを返却すれば著作権侵害にはならない。( )
10. テレビで放送された映画を受信して、録画したものを頒布することは、映画に係る著作権者のほか、その放送事業者の権利も侵害することになる。( )

### 【答え】

1. <×> 権利取得のための登録、手続きを一切必要としない。(無方式主義)
2. <○> 答1のように無方式主義のため、公表の有無に関わらず著作物を創作した時点で自動的に権利が発生する。
3. <○> 著作物とは具体的な有体物そのものを保護するものではなく、それに表現された無体物を保護するものである。
4. <○> 第12条で編集著作物がみとめられている。
5. <×> 複製とは、著作物を有形的に複製することである。  
ただし、手書きは、通常、私的複製が多く、その場合の承諾は不要である。
6. <×> 非営利、無料であっても複製、頒布の許可を得る必要がある。
7. <○> 録音物の複製について演奏権が及ぶの

- は、音楽喫茶等の政令で定められた特定の事業の場合である。  
注・CDをカセットテープに録音しなおしての複製は複製権の侵害になる。
8. <×> 第30条に、公衆の使用に供することを目的として設置されているダビング機を用いて複製する場合は、たとえ私的使用であっても許可を得ずに行うことはできず、そのようなダビング機により利用者に複製を行かせた者は罰せられる。(第119条第2号)
9. <×> 第21条複製権、第26条頒布権の侵害になる。  
注・ビデオレンタル店または個人購入ビデオは私的使用に限っての料金です。  
私的とは「本人及び同居家族の範囲」での複製が可能である。
10. <○> 第98条、放送事業者は複製権を有している。

## スポーツ安全保険の加入について

スポーツ安全保険はスポーツ活動だけでなく、文化活動、子ども会活動などをおこなう5名以上の団体、グループが利用できる保険です。

平成7年度は町内で21団体が加盟しました。

この協会のスポーツ保険制度は、傷害保険と賠償責任保険、共済見舞金制度を組み合わせたものです。

掛金については掛け捨てとなっていますが、掛金に対して補償が大きく、安心して活動に取り組みやすい保険となっています。

また、補償の対象も広範囲で、グループ活動中はもちろん、往復途上の事故も含まれます。安心して、地域活動やスポーツを行うために加入をお勧めします。詳しい、区分、補償の内容は次のとおりです。

区分	掛金 (1人年額)	保 険 金 額			補償限度額
		死亡、後遺障害 最高	入院	通院	
子供文化活動団体員	400円	2,000万円	4,000円	1,500円	対人賠償 1人1億円 1事故5億円
老人クラブ団体	600円	500万円	1,800円	1,000円	
成人のスポーツ団体	1,300円	2,000万円	4,000円	1,500円	対物賠償 500万円

保険期間 申し込んだ日の翌日午前0時～平成9年3月31日

申込期間 随時

申込、問合せ先 小国町教育委員会(☎95-3111)

スポーツ安全協会新潟県支部(☎025-230-4420)

## 第7回 小国町青年海外視察事業

### 国際化・情報化の時代です

### 外国の文化に触れ、その体験を小国町で生かして下さい

【視察方法】訪問国(行先)、計画等は各自が立て、都合の良い時期に視察する。(団体ツアーへの参加も可能)

#### 【対象者】

- ・将来的に小国町に居住し、この事業の体験を地域で生かそうとする者
- ・昭和31年4月2日～昭和56年4月1日生れ
- ・現在小国町に住所(住民登録)を有する者、又は、小国町に本籍を有する者(大学生等)。  
ただし、高校生の応募者は次の条件を満たしている者
- 1. 団体旅行であり引率者が明確であること。
- 2. 保護者の了解が得られていること。
- 3. 民間業者も含め、実施主体、所在が明確になっているもの。
- 4. 長期休業中(夏休み、冬休み)であり、授業等の支障がないこと。
- 5. 学校長の承諾を得ること。

【視察時期】平成8年7月1日～平成9年3月15日の間(都合のつく時期、時間は自由)

【人数】3人程度

【補助額】旅費(小国町又は居住地からの電車、バス賃、渡航運賃、視察先での移動運賃)、滞在費(宿泊費、食事代)、施設等の入場料、観覧料の全額。この合計金額の3分の2補助とする。但し、1人当たりの最高限度額は30万円とする。(小国町補助金交付条例による)

【視察中の管理責任】この事業は、各自の責任において計画、視察するものであり、視察中におけるケガや事故等については、自己の責任において処理するものとする。

【応募】平成8年6月10日(月)まで、下記書類を小国町教育委員会宛提出する。なお、視察日程が未定の場合は、予定で応募のこと。

〒949-52 刈羽郡小国町大字法坂793番地

#### 【提出書類】

- (1) 青年海外視察計画申請書……………様式1
- (2) 勤務先の雇主の応募承諾書(学生は応募承諾書又は在学証明書)……………様式2
- (3) 住民票抄本、又は、戸籍抄本(小国町住所を有しない学生)……………1通
- (4) 作文……………1通

内容…訪問国を選んだ理由、視察要点、帰国後その体験をどう生かすか等、又、国際交流、国際協力についての意見等、自由にお書きください。枚数…400字づつ原稿用紙3枚以内で横書きとし、テーマ及び氏名を最初に明記する。

※ 計画書添付写真…上半身(又は顔)正面脱帽、縦5cm×横5cmの大きさで、平成8年1月1日以降に撮影したものを所定欄に貼付する。

【選考】選考委員により提出書類審査(主に作文)及び面接により決定する。

【レポートの提出】視察者は、帰国後1か月以内にレポート(報告書)及び記録写真等を提出する。

【応募書類及び問い合わせ先】応募書類は小国町教育委員会にありますので、必要な方はご連絡ください。(電話も可)

なお、不明な点がありましたら小国町教育委員会(☎95-3111)までお問い合わせください。